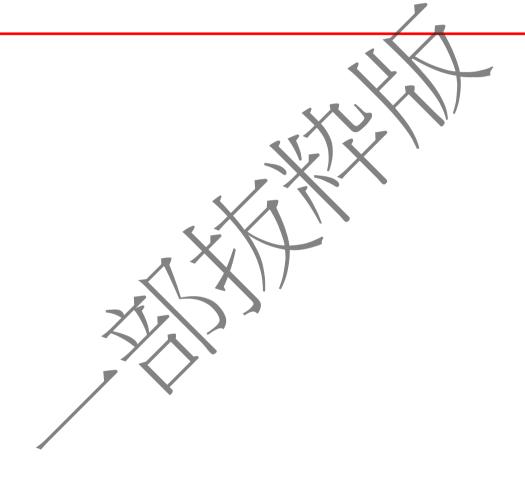
# 贈与手続きに関するご案内

~生前贈与の活用で相続対策~



岡三にいがた証券株式会社

### 贈与について

- ①贈与とは、贈与者が生きている間に受贈者に無償で財産を譲る(あげる)ことを言います。
- ②贈与者(あげる)受贈者(もらう)という、お互いの意思合致が必要です。
- ③贈与税の取り扱い上、確実に贈与をしたと言えるためには、物や金銭を引き渡し、受け取った人が財産を管理し、自由に使える状況になっていることも重要です。

### 贈与手続きの流れ

下表の は贈与者・受贈者、 は当社による手続きを指します。

贈与者・受贈者の意思合致(贈与契約書の作成) 贈与者へ「贈与手続きのご案内」(本資料)等の送付 必要書類(「依頼書」等)へのご記入・ご捺印 岡三にいがた証券へ贈与手続き必要書類のご提出 受入書類の内容確認 受贈者の口座開設の有無を確認 ※「受贈者」の口座開設がお済みでない場合は、別途「証券総合取引申込書」をご提出ください。 贈与財産の内容により、必要に応じて「目論見書」、「契約締結前交付書面」等の送付・ご説明 受贈者の口座へ証券等を移管 贈与手続き完了(「贈与手続き完了のお知らせ」を送付)

## 贈与税の計算

#### ● 110万円の基礎控除

贈与には110万円の基礎控除があります。1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた金額が、110万円以下であれば、贈与税は課税されません。

この110万円の基礎控除は、受贈者に対する控除です。

贈与をする者に控除があるということではありません。

#### 贈与税の計算式

贈与税額=課税価格(1年間に贈与を受けた財産の合計額-110万円)×税率-控除額

一般贈与			特例贈与(※2)		
課税価格(※1)	税率	控除額	課税価格(※1)	税率	控队独
~200万円	10%	0	~200万円	10%	0
~300万円	15%	10万円	~400万円	15%	10万円
~400万円	20%	25万円	~600万円	20%	30万円
~600万円	30%	65万円	~1,000万円	30%	90万円
~1,000万円	40%	125万円	~1,500万円	40%	190万円
~1,500万円	45%	175万円	~3,000万円	45%	265万円
~3,000万円	50%	250万円	~4,500万円	50%	415万円
3,000万円超	55%	400万円	4,500万円超	55%	640万円

#### ※1 課税価格は110万円控除後の金額

※2 特例贈与・・・祖父母・父母から20歳以上の子・孫への贈与

#### 計算例1)

Aさんから550万円の贈与を受けた場合の贈与税額

#### 〈一般贈与の場合〉

(550万円-110万円)×30%-65万円=67万円

#### 〈特例贈与の場合〉

(550万円-110万円)×20%-30万円=58万円

#### 計算例2)

Aさんから300万円、Bさんから150万円の贈与を受けた場合の贈与税額

#### 〈一般贈与の場合〉

(300万円+150万円-110万円)×20%-25万円=43万円

#### 〈特例贈与の場合〉

(300万円+150万円-110万円)×15%-10万円=41万円